

川崎市交通局規程第 2 3 号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成 1 8 年交通局規程第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

（1）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第 1 4 条の表を次のように改める。

1 住民基本台帳法	次のいずれかに掲げる措置
-----------	--------------

<p>(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の局長への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の局長への提供</p> <p>(3) 個人番号カード、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)若しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)の局長への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の局長への送信</p>
<p>2 不動産登記法(平成16年法律第12</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の局長</p>

<p>3号) 第119条第1項に規定する登記事項証明書</p>	<p>への提供</p> <p>(1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番</p> <p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号</p> <p>(3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項</p>
<p>3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の局長への提供</p> <p>(1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号</p> <p>(3) 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p>
<p>4 区長が作成する印鑑に関する証明書</p>	<p>1の項右欄（1）に掲げる措置</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、申請等の際し住民票の写し又は住民票記載事項証明書の添付を要しないこととすることができる措置に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の局長への提示を加えること等のため、この規程を制定するものである。